二　貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次のイからニまでに掲げる額の合計額を控除した額
イ　責任準備金の額
ロ　価格変動準備金の額
ハ　契約者割戻準備金（規則第百八十九条第一項の契約者割戻準備金をいう。以下同じ。）のうち、契約者割戻しとして割り当てた額を超える額
ニ　評価差額金に係る繰延税金負債（税効果会計（規則第八十一条第三項第一号チに規定する税効果会計をいう。）の適用により負債として計上される金額をいう。）に相当する額

5　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、三号収支分析に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の方法により、将来の収支を共済の数理に基づき合理的に予測した結果に照らし、共済事業の継続が困難であるかどうかを確認することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、三号収支分析に代えて別の方法により確認することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（三号収支分析の実施）

第十条　三号収支分析は毎事業年度行うものとし、三号収支分析の対象とする期間（以下「三号分析期間」という。）は、基準時点から少なくとも十年間とする。

（三号収支分析の前提）

第十一条　三号収支分析の前提は、次の各号に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りは、三号分析期間の期初以降、基準時点の長期国債応募者利回りのまま推移するものとすること。

二　将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価は変動しないものとすること。

三　新契約（組合が三号分析期間の期初以降に新たに締結する契約をいう。以下この条において同じ。）に係る契約高、共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金の繰入れに関するシナリオは、直近年度の実績値又は直近年度を含む過去三年間以上の平均値に基づいた合理的なものであること。ただし、新契約の締結を見込まないことが適切と判断される場合は、新契約に係る契約高及び新契約の締結に係る事業経費を見込まないことができる。

四　契約者割戻準備金に繰り入れられる額のうち据置割戻し（規則第百八十九条第三項第一号に規定する据置割戻しをいう。以下同じ。）等の契約者割戻準備金として留保されるもの以外は、契約者に支払われることとし、その額を資産から減少させるものとすること。

五　契約者割戻準備金の残高は、前事業年度決算において繰り入れた額のうち据置割戻し等の契約者割戻準備金として留保されるもの、据置割戻しに付される利息及び据置割戻しから引き出される額（共済契約の消滅によるものを含む。）を考慮して計算するものとすること。なお、据置割戻しから引き出される額は、資産から減少させるものとすること。

六　責任準備金、価格変動準備金及び契約者割戻準備金を除く負債については、著しい変動の予想されるものを除き、基準時点の残高がそのまま推移するものとすること。

2　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、前項の規定により設定する三号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、前項の規定により設定する三号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（三号収支分析に関する確認の基準）

第十二条　共済計理人は、三号分析期間の期初以降の五年間のいずれかの事業年度末において、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を下回るかどうかを確認しなければならない。

一　第九条第二項の将来の時点における資産の額として合理的な予測に基づき算出される額

二　第九条第二項の将来の時点における負債の額として合理的な予測に基づき算定される額

2　共済計理人は、三号収支分析を行った結果、三号分析期間の期初以降の五年間のいずれかの事業年度末において前項第一号に掲げる額が前項第二号に掲げる額を下回る場合は、その旨を意見書に記載しなければならない。この場合において、共済計理人は、満期保有目的の債券（規則第八十一条第三項第四号ロに規定する満期保有目的の債券をいう。）及び責任準備金対応債券（満期保有目的の債券以外の債券であって、利回りの変動に対する時価の変動の程度を債券と責任準備金とでおおむね一致させることを目的として保有し、時価評価されない債券をいう。）の含み損（有価証券の時価が帳簿価格を下回る場合における当該下回る額をいう。）を算入しなければ事業継続基準不足相当額（三号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において前項第二号の額が前項第一号の額を上回る場合における当該上回る額の現在価値の最大値をいう。以下同じ。）が解消されるときは、三号分析期間を通じて流動性のある資産を十分に確保することを条件に共済事業の継続が困難とはならない旨を併せて意見書に記載することができる。

3　前項の場合において、共済計理人は、組合が次の各号に掲げる事業運営の方針の変更のうち一部又は全部を直ちに行うのであれば事業継続基準不足相当額を解消することができる旨を意見書に記載することができる。

一　共済事業の種類のうち一部又は全部における割戻率の引下げ

二　実現可能と判断できる事業経費の抑制

三　資産運用の方針の見直し

四　共済事業の種類のうち一部又は全部における共済契約の募集の抑制

五　今後締結する共済契約における共済掛金の引上げ

4　共済計理人は、前項の規定により事業継続基準不足相当額を解消できる旨を意見書に記載する場合は、具体的な事業の運営方針の変更の内容を記載するとともに、附属報告書に、その事業の運営方針の変更を実現することにより事業継続基準不足相当額を解消できる旨を記載しなければならない。

5　前項の場合において、共済計理人は、翌事業年度末に係る意見書に、次の各号に掲げる内容を記載しなければならない。

一　事業の運営方針の変更の状況

二　事業の運営方針の変更が実現されなかった場合は、その原因及び対応方針

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第３条第２項第２号の規定に基づき民間紛争解決手続代理関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

平成21年10月15日

法務大臣　千葉　景子

申請法務局　東京

申請番号	氏名
1	竹内　晋
2	菊池　千春
3	栗田　宗広
4	岡部　雅章
5	伊賀　雄史
6	村越　康大
7	三本　聡
8	奥山　政知
9	坂爪　啓一
10	堀江　三朗
11	海老　一弘
12	古家　桂一
13	佐藤　桂介
14	飯田　和行
15	田原　大
16	上森　博之
17	渡部　好二
18	北島　章雄
19	茅野　正樹
20	小野　均
21	齋藤　晃二
22	高槻　明範
23	神　廣
24	前原　秀一
25	山本　憲一
26	関根　正明
27	大古田昌也	28	高橋　直樹
29	吉田　清	30	井上　智義
31	会田　則雄	32	山田　長裕
33	千葉　学	34	浜田　一平
35	元木　克幸	36	青木　智幸
37	後藤　忠幸	38	栗林　誠
39	神村　浩	40	田代　慎

申請法務局　横浜

申請番号	氏名
1	村田　誠一
2	山本　富雄
3	生駒　幸一	4	峯　章
5	黒柳　雄二	6	西田　徹
7	新本　博之	8	町田　昌吾
9	佐藤　久平	10	男全　憲志